

平成24年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

開 議 平成24年9月11日 午前9時2分宣告（第5日）

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成24年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成24年 9月 11日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。
日程第 1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
5 番坂本貞雄君の発言を許します。

5 番（坂本貞雄君）

おはようございます。5 番、日本共産党の坂本でございます。通告に従いまして 3 点ほど質問させていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、家庭用の太陽光発電の助成事業につきまして、お伺いをさせていただきますが、その前に、少し現在の状況につきまして考えたことを申し上げたいと思います。

この 9 月 11 日という日は、2001 年に、アメリカで、同時中枢テロという大きな事件が起こった 9 月 11 日でもございます。これは、世界を震撼させましたが、さすがに 11 年たちますと、きょうの新聞の記事のどこにもないということで、すっかり忘れ去られたのではないかなというようにも思いますが、この 9.11 というのは、世界史の中でも大きな傷跡を残した事件として、長く語り継がれるであろうというようにも考えるわけでございます。

そして、本日 11 日は、あの東日本大震災から、ちょうど 1 年半になる 11 日でございます。この 3.11 の大震災、そしてそれに伴います原発事故、この衝撃は、余りにも大きいものがございました。特に、原発事故につきましては、大きな衝撃を与えまして、脱原発、原発ゼロの運動は、全国で大きなうねりとなっております。

去る 7 月 16 日、東京代々木公園で開かれました「さよなら原発 10 万人集会」には、全国から 17 万人が集まりまして、数十年間で日本最大の抗議行動と NHK が報じたほどでございます。

この集会は、ノーベル賞作家大江健三郎さんなど著名 9 氏が呼びかけたもので、原発に対する関心の高さが伺えます。さらに「官邸前抗議行動」というのが毎週末金曜日に行われておりまして、現在までに 20 回、100 万人を超える人々が参加したと言われております。これは、ツイッターなどによりまして、自然発生的な要素が強く、今も衰えを見せておりません。

首相も、この行動の代表者と会うのを余儀なくされているところ
です。政府は、新たなエネルギー環境戦略で、2030 年時点で、総
発電量に占める原発比率を 15%以下に引き下げ、最終的には原発ゼ
ロを目標とするという方向で調整に入ったとも報じられておりま
すが、これも、このような国民の動きの反映とも言えるのではない
でしょうか。

ことしの猛暑でも、国民の節電意識の高まりによる節電、企業の
コストダウンのための節電等によりまして、原発の稼働がなくても
電力が乗り越えられることが全国の実績で実証されました。脱原発、
原発ゼロの流れは、ますます大きくこそなれ、小さくなることはな
いでしょう。そうしますと、太陽光発電、風力発電、地熱発電等の
自然エネルギーが飛躍的に発展するものと思われまます。

全国では、電力買取制度が 7 月 1 日に始まって、一カ月で年間目
標 250 万キロワットに対し、約 2 割の 56 万キロワットに達したと
言われております。これは、電力会社に義務づけられた固定価格買
取制度の価格が高めに設定されたこともございますが、脱原発への
強い思いがあるものと想定されるところです。

このような全国の動向につきまして、首長の御所見をお伺いをさ
せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。坂本議員の、いわゆる新エネルギーに対し
ての御見解についての、私の考え方ということでございまして、述
べさせていただきます。

まず、先ほど来お話がございました世界中で、いろんな事象が起
こりまして、いわゆる地球上の民が苦しんでおると、世界各地で苦
しんでおると。その一つがアメリカのテロであったり、あるいは昨
年の日本では、福島原発の事故であったり、そして自然の猛威、
地震、そういったものが頻発してる、そういう状況、今、お話の中
で伺い知れたわけでございます。

その中で、御案内のように、昨年の東北のあの大きな地震から、
日本のこれからエネルギー政策をどうしていくかというのは、これ
ほんとに国民が非常に関心が高くなったと。今までは大体財界、あ
るいは電力会社、国、そういったものがエネルギーを主導してきた
感がありましたけども、原発事故を境に、やっぱり国民一人一人が、
これからの地球環境をどうして守っていくか、そして子どもたち、

将来安全な生活をどう構築していくか、そうしたことが、やっぱり議論をされたという、そのきっかけになったというに私は思っているわけでございます。

そんな中で、自然エネルギー、これは従来から国もいろんな形で取り組んでまいったというに考えておるわけでございます。その一つが太陽光でございました。これは、私の記憶では、平成4、5年だったと思いますけども、NEDO、いわゆる新エネルギー機構、この機構が補助を出して太陽光を、まず取り組んだと。そんな記憶がございますけども。それ以来、着々とじゃなくて、やはりその間に、コストの安いというか、結果的にはそんなに安くないということですけども、原子力のほうに移行してきた、そういうに私は感じておりまして、実は平成18年に、国が補助を出してありました個人向けの太陽光の補助も打ち切ったというような経過がございまして、この流れが、やっぱり将来、今の状況というのを、どうもやっぱりつくってきたかなあというに思っております。

ただ、日本の原子力発電所というのは世界に冠たるものがございます、絶対に安全だとそういう思いが、これは技術者にも、あるいは電力会社にも、政府にもそういうにあったと思います。世界では、過去、チェルノブイリ、それからスリーマイル島で大きな事故が起こっております。それを受けても、日本の原発というのは絶対安全だというふうに、やっぱり皆がそういうに思っていたんじゃないかというに思っておりますけども、結果的に、去年の3月の福島原子力発電というのは、これはやっぱり絶対安全じゃないというようなことの経過に至ったというに考えております。

そうした中で、このエネルギーの過去については、これだけ日本が経済発展した中では、やっぱり電力というのは、非常な重要性を持ってるというに思っております。産業に、例えば、鉄鋼メーカーあたり、特に高炉は、製品の80%が電気と言われるくらいのものでございまして、そうした鉄鋼業界含めて、日本の産業が、そうした電気に守られてきた、その背景もあると。その議論が今、原発をゼロにする、あるいは15%にする、30%にするというような方向じゃないかと、そういうに私は認識しております。

そこで、私は、これは公の場で、私の、町長の立場で言ってどうかかわりませんけども、私は、やっぱり安全なエネルギーを、多少コストが高くても守っていくというふうに考えていかなければな

らないというに思っております。

それが、その 10 万人動員の原発反対のデモであったり、そしてそれが、若干国を動かした。これは、新聞紙上でもありましたけども、野田総理といわゆる団体の人と交渉をもったと。これは交渉が、中身ができた、できん、のこれは別にしまして、歴史上始まってああいう形を生んだというのは、これはやっぱり国民のそういう思いがやっぱり通じたかなあというに思っております。

それを受けて、今の政府というのは、2030 年には原発ゼロというような方向を打ち出したということで、これはまたいろいろ議論があると思いますけども、私は、やっぱり将来的には、多少コストが高くなっても、原発依存しない、やっぱり国づくりというのは、私は必要じゃないかというに思っております。

いろいろの議論の中で、例えば、全て自然エネルギー、太陽光も含めてやるとすれば、今の原発除いたら、50 兆円の投資が要るといような、そんな試算もございますし、また、原発ゼロになった場合の電気料金が今の倍になると、そんな話もございまして、これも現実であろうと思います。

だから、それを、これから私たち国民一人一人が、どう解釈して、どういうに取り組んでいくか、それが非常に大事だというに思っておりますけども、私は、やっぱり自分たちでできることは自分たちで、その一歩でも半歩でも前へ進めていく、それが、これからのやっぱり大事じゃなかろうかな、というに思っております。

原発の、原子力発電所の問題についての議論は、なかなか難しゅうございますけども、私は、基本的には自然のエネルギー、いわゆるほんとに危険の少ない、要は、ああいう事故は起こっても、例えば津波、あるいは阪神淡路の事故、あれだけなら、まだまだやっぱり日本は立ち直れる力があると思いますけども、この原子力発電、きょうもニュースでやっておりますけども、あの処理もなかなかやっぱり厳しいというに言われておりますから、このことはやっぱりお互いに深く考え、そして議論をしていく必要があるというに思っております。以上です。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございました。やはり原発には依存しない、そういう方向が望ましいんじゃないかというような御所見だったと思います。これは、やはり町民の皆さんも考えておりましようし、私自身

も同じ思いでございまして、そういう方向で、今後は進めなければならぬなというように意を強くするところでございます。ありがとうございました。

そこで、本題に入りまして、家庭用の太陽光発電助成事業につきまして、お聞きをさせていただきたいと思います。

まず最初に、本年度の実績はどうなっておりますでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、御案内のとおり、本年度予算 1 千万円でございます。1 件当たり、1 キロワット当たりが 10 万円で 1 件当たり最大 40 万円の補助をするという内容でございました。

6 月の 11 日に受け付けを開始し、申請 44 件、うち 26 件につきまして、予算の範囲内で補助対象になりました。26 件は、ほとんどが、現在完成している状況でございます。

5 番（坂本貞雄君）

6 月 11 日に受け付けをしまして、何か聞くところによりますと、即日満杯になったというようにも聞いておりますが、44 件申込がありまして、受け付けをしたと言いますか、交付決定した件数が 26 件ということでございます。

そして、金額が 1 千万円ということでございますが、44 件から 26 件を引きますと、18 件がまだ保留されたという形になっておるわけでございます。この 18 件のうちの、このキロワット数、何キロワットになっておるかというのは、おわかりでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

44 件全てで 201.93 キロワット、うち補助対象になりました 26 件については、125.91 キロワット。これは 44 件から 26 件、18 件ですね、残りが。これは保留じゃないです。もう 26 件を対象にして、18 件については対象にならなかったということでございます。

もともとこの取扱い、最初の段階に国への申請認可というものを提出をいただき、44 件それぞれ申請があっております。町の補助金がなくても 18 件のものは、国の補助金だけを生かして、順次実施されておると思います。実施されておるかどうかの調査はしてありませんが、国の、少なくとも、国の補助金の対象にはなっておりますので、町の補助金がなくとも実施されております。

5 番（坂本貞雄君）

わかりました。201.93 キロワットから受け付けを済ました 125.91 キロワットということで、これは、保留ではないと言われておりますが、待機をしておるといいますか、次にあれば、申し込みをしたいというように考えておる件数だと思いますが、そのキロワットでみますと、76.02 キロワットがそういう形で待機をしておるといような形になるわけでございます。

そこで、この保留をしておりますといいますが、待機をしております 18 件、76.02 キロワットにつきまして、補正を組むというお考えはございませんでしょうか、いかがでしょうか。もし、組むとしましたら、大体どれぐらいのお金がかかるか、ということもあわせてましてお願いをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

ちょっと説明がわかりにくかったかもしれませんが、対象にならなかった 18 件、これ保留も待機もしておりません。今申しましたように、町へ申請する際には、国への申請の認可証まで、申請認可までを添付させて申請するようにしておりましたので、町の補助金の対象にならなくとも、国の補助金を受けて事業を実施しなくてはならないものと思われま

す。なので、事後の、18 件に対する事後の調査はしておりませんが、それからいくと、町の補助金がもらえなかったら、なかったから、国の補助金をやめるというものではありません。もう既に実施はされておるといいます。

そのため、保留待機とかいうことではございません。仮に補助金を組むとしましたら、これから始める、と。これから国へ申請をして、申請認可をもらって、それを添付して町へ申請するというようになりますので、全く新たなものになります。

そのため、この 18 件の方は、町の補助金なくしても、当然、今言いましたように、もう実施されております。今から補正を組んで対応するとなると、この 18 件の方、実施された 26 件の方、私の名前公平ですけど、極めて不公平になると思います。

それと、本年度は、初めてやりまして、確かに、これ今、平均出してもろうたら、補助対象者は 4.82 キロワット、1 件当たりになります。補助対象外になった方、対象にしなかった方のみでも 4.25 キロワットになります。随分、当初の予想しておったもの、平均が

3キロワットぐらいではなかろうかというのを、いろいろの情報にありましたので、1千万円でもかなりの件数がこなせるというふうな解釈でございましたが、少のうても30数件はいくろうという解釈でございましたが、もともとのたてりが、当初予算の範囲内で実施すること、というふうにしてございましたので、本年度中に新たな補正をして受け付けを、新規の受け付けを開始するということは予定してございません。

5 番（坂本貞雄君）

補正を組む場合には、新たに申請をすると。それをもし、補正するとすれば、それが対象になるということですが、この実態の中で、18件というものが、言うたら、補助対象に、町の補助対象にならなかったと。

ところが、国の補助は申請をしておりますので、その国の補助だけでやらないかんということになりますと、先ほどお名前も出しましたが、大変不公平になるというようにも受け取りますが、その不公平を町民の中に生まないためにも、この国の、今、国のほうに申請をしまして、待っておりますといいですか、その18件につきまして、やはり補正を組んで、その方たちに町の補助もしていただいて、それで、このいわゆる太陽光発電の進展を図ることが考えられると思います。

そこで、この残りました18件のキロワットをみますと、76キロワットでございますので、まず補正を組むとすれば、760万ですか、これがあれば補正が組めるわけでございますが、そういうようなお考えはございませんでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

えらい何度も拒絶して申しわけございませんが、補正組む考えはございません。当初、広報なんか載せて、この制度内容をピーアールして、予算も1千万円、この範囲内でいうことを強調して事業を実施した経過もございます。

また、そういう予算の範囲内で実施するということで、確かにおっしゃる気持ちはわかりますが、それ新たに補正をして、対象外にしたものを、また新たに浮上させるということは、事業上できんと思います。

それと、事業のたてりから言えば、交付決定前に、全くこれも対象にしてないので、その今でき上がった18件、これは全部で

きておるとしましたら、事業のたてりから言えば、もう既に、こちらの交付決定とか何もない段階で、完成しておるわけです。もう既に、本来なら、完成検査せないかん、おんなじような 26 件と対応せないかんような形が、全くこれはとれませんので、補助事業の適性を欠くような内容にもなります。

そのため、当初から、予算の範囲内ということで取り扱っておりますので、現状、本年度の補正予算というのは考えてございません。まことに申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 28 分

再開 午前 9 時 37 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番（坂本貞雄君）

わかりました。補正予算を組むのは難しいということがわかりました。そこで、やはりこういうように申請を受け付けてみますと、かなり多くの件数が、申し込みがあったということで、やはりこのことにつきましては、来年度の、例えば予算編成のときに生かすとか、というようなことの御配慮をお願いをしたいというように思います。この件はわかりました。

最後にですね、メガソーラーにつきまして、町長はどのような御所見を持っておるか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど来、大変御熱心な議論をいただきました。個人向けの太陽光の補助につきましては、私どもも、組むときに多少先が見えにくかった点もございまして、申請の方にも御迷惑をかけた点につきましては、これは、私どもの、迷惑をかけたことについてはおわびをしたいというふうに思っております。

その中で、先ほど、来年度考慮をせえ、という話でございすけれども、これは、実施方向も含めて、あるいは、ことしのやり方の反省も含めて、また、来年度へ向けて、いろいろ議論を深めてまいりまして、できるだけ町民の方々に公平に、やっぱり対応していただ

けるような制度というものも検討してまいりたいというに考えております。

来年度に向けて、ぜひ、私どもも町民の方にも御協力をいただきたいなあというな、そんな思いでございます。

そして、メガソーラーでございます。御承知のとおり、売電が、非常に高く設定されたということで、これは民間を含めて、非常にメリットがあるというに感じておりまして、全国各地で民間企業を含めて、このメガソーラーの設置の話がございます。

実は、佐川町でも、御案内のように、適当な土地がないかということで、2件くらい打診があつてございます。それは、御案内のように、鷹ノ巣の養豚団地跡、あそこが結構広い敷地がございますから、そういうところを検討したいというような話ございましたが、現在は、1回だけ話があつただけで、その民間業者からは立ち消えになっておるのが現状でございます。

そして、2つ目が、京セラの方もお見えになって、現地も見えていただいております。若干、民間が投資するには、効率がちょっと悪いというような報告を、文書とか何とかじゃなくて、間接的に受けておりまして、民間が経営するにはちょっと厳しいかなあというような判断をしております。

そこで、メガソーラー、これは先ほど来、申し上げますように、これから再生エネルギーを、どう構築していくかというのは、これはもう国民的な課題である。その中で、太陽光なり、あるいはバイオマスなり、小水力なり、国が方針を決めて売電価格を決めて、民間のいわゆる投資も促そうという政策が、この政策だと思います。そうしたことで、私、メガソーラーのこの制度そのものは、非常に私は、将来にとっていいんじゃないかというに思っております。

ただ、電気ことは、私は素人でございますけども、坂本議員はプロですけども、これから太陽光というのは、御案内のように昼間だけと。それも天気が悪かったらできないということで、非常に不安定な要素があるという、その中でも、これから技術開発もしながら、あるいは蓄電池の開発も進んでいこうと思っておりますけども、そういうことで、やっぱりできることは、我々もやっぱりメガソーラーも、民間も含めて、私ども自治体も含めて、検討していく余地があるというふうに考えております。

その中で、実は、先だって行政報告でも申し上げましたけども、

「協働の森フォーラム」というのございまして、そのときに京都大学の諸富さんというのが、これが経済学部専門だそうでございます。

その講演の中で、最後に、そのメガソーラーの話がございまして、民間が土地を借り上げて、そしてそれに固定資産税なり払って、なお、それで経営が成り立つということを考えたときに、もう、その先生のお話ですけども、それは、例えば、その自治体にとってはいかもわかりませんが、本来ならやっぱり民間というのは、例えば高知県内に立ち上げたら、全部、その種というか、果実は、東京に持って帰るんじゃないかというような、固定資産税と借地料だけは残っても、というような、そんなお話がございまして、自治体も、ぜひそういうふうに頑張らないかんじゃないかという講演の中にお話がございまして、私も、ちょっとそのあたり関心を持ったわけがございまして。これは、この場で、まだ議論をするという段階ではございませんけども。

佐川町で、いわゆる遊休地というか、これから土地の利用が非常に、どういうにしてええかという、いわゆる、あれが3カ所ぐらいございます。

1つは、私の思いでは、いろいろ議論、おしかりもいただいております霧生関公園。そして、これは今年中に何とか解決したいですけども、公共下水道の跡地の3ヘクタール。そしてもう1つは、大変、いろいろな、その時代時代に御苦労されました鷹ノ巣の、あの養豚団地の跡地。これの活用も、いろいろ、今まで模索しましたけども、なかなかやっぱりいい利用法がないということで現在に至っております、もう現在は、多分草ぼうぼう、山になっておると思いますが。

そういうところで、例えば、そこにメガソーラー1キロワットは可能なようでございます。ただし、多少効率が落ちるということで。

一応概算をしていきますと、採算は取れると。今の売電価格のようには。そういうことで、概算でいろいろ検討もしてございまして、これは、3年のうちにやるとすれば、3年のうちにやらなければいけないということですから、このあたりも、真剣にこれから、ぜひ議論をさしていただきたいなあというふうに思っております。

これは、一つはいろいろな方法が、そんなに自治体ではやってな

いようですけども、いくつかの自治体ではこれを手がけておるというに聞いておりまして、これは検討の余地があるかなあというに考えております。

ぜひ、いろいろな形で御意見も賜りながら、一つでも二つでも、私たちが原子力発電は要らんということになりましたらやっぱり、自分たちでやっぱり、自分たちでできることはやっていかないかんという、やっぱり思いも、これは個人も、我々自治体も含めて、これから必要じゃないかなあというふうに思っておるような状況でございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、メガソーラーに関しては以上です。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございました。並々ならぬ関心をお持ちのようでございまして、今後も、残された時間があんまり長くはありませんが、ぜひ、そういう前向きな姿勢は貫いていただけたらというように思います。

最後ですが、脱原発、原発ゼロの流れは、押しとどめようのない本流となっております。自然エネルギー再生エネルギーの進展に、最大限の努力をしていただけますように、お願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、第2点目としまして、町道にかかる橋の耐震化の計画につきまして、お聞かせをいただきたいと思います。

本年6月の県議会におきまして、県の土木部長は、市町村道の橋の耐震化は、管理者である市町村の計画づくりが必要であり、担当者会や個別協議を通じて速やかな計画の策定をお願いしている。というように答弁をしているということでございます。

当町におきましては、どこまで進んでおりますでしょうか。そして、この対象になるのは、調査が進んでおるとしましたら、何箇所ぐらいありますでしょうか。そして、費用はいくらぐらいかかるか、算定がされておりましたら、お聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

町道橋の耐震化の御質問でございます。橋梁の耐震化につきましては、地震発生時に、落橋などの甚大な被害発生の防止が必要な緊急輸送道路上の橋梁について、県内全域に実施されております。

まず、第一次緊急輸送道路と第二次緊急輸送道路につきましては、県のほうで、国、県のほうが実施されており、国の管理している橋梁につきましては、既に完成してございます。県管理の橋梁については、平成 27 年度には完了の見込みということであります。

これ、ちょっと箇所を説明しますと、箇所というか路線を説明しますと、もう既に完了しておる路線は、国道 33 号であります。これは国管理ですので、既に完了しております。県の管理しております第 2 次緊急輸送道路、これが 27 年度までに完成するというものですが、まず、国道 494、これは上郷の永田交差点から佐川の駅前を通り、それから斗賀野のほうを抜けております。それと、もう一つ、九反田から岡崎の県道長者佐川線の接続部、そこまでが、494 でございます。この 2 カ所が 494 であります。

それから、県道長者佐川線の一部、これは、今言いました九反田からの、川内ヶ谷下ですかね、九反田からの 494 が接続した岡崎から由留岐橋を渡りまして、尾川の高平の、県道本郷斗賀野停車場線合流地点までです。それが、県道長者佐川線の一部というところです。それから、県道本郷斗賀野停車場線の一部、これは今言いました高平から西組にあります西組クリーンセンターの前を通って、斗賀野の丸山の前の国道 494 の合流点まで。これが一次、二次の緊急輸送道路で、27 年度までに完成するというものでございます。

さて、当町におきまして、まず最初に取りかかっておるものは、前の議会でも答弁さしていただきましたが、役場前の春日川にかかる佐川橋、これ、本年度調査設計をするようにしております。そして、来年度に、佐川橋の耐震化工事を予定しております。その他の橋梁につきましては、重要な橋梁につきましては、耐震化を進めていかなければならないわけですが、現在は、町道の橋梁の長寿命化計画を策定するための調査を実施しているところで、この調査計画策定が、25 年度に完了する予定でございます。

この長寿命化調査計画を策定する橋梁の数でございますが、15 メートル未満が 307 橋、15 メートル以上が 51 橋と、合計 358 橋となっております。この調査が 25 年度に終われば、耐震対策に移行していけるようになりますが、地震発生時に通行を確保する必要がある道路の抽出指定することが、その前提に立ちます。

これは、具体的に言いましたら、昨日ですか、答弁もありましたが、佐川町地域防災計画の見直しを行いまして、現在全く指定はさ

れていない、町としての緊急輸送道路の指定をする必要があります。これを指定するのには、先ほど言いました国、県の一次、二次の緊急輸送道路、これに連続して避難場所、災害時の重要箇所、事前の重要箇所、それを結んでいく町としての緊急輸送道路というものを指定していかななくてはなりません。そして、それから、緊急輸送道路上にある橋梁についての耐震化計画を立てて、事業を実施するものでございます。

これ、1橋当たり、なかなか事業費がかなりかかるものと思われます。ちなみに、この前の佐川橋でございますが、これ延長34メートルあります。先ほどの15メートル以上の51橋のうちの1つへ入っておりますが、本年度の設計委託の予算は、500万円組まさせていただきます。そして来年度に工事になりますが、この工事で、これはまあ設計も全くしてないですので、概算で想定したものです。4千万ぐらいかかるようなものです。このうちの65%は、現在、交付金の対象にはなっておりますが、この358橋のうちで、緊急輸送道路に入る橋を決めて、耐震化を順次進めていかないけません。かなりの橋があがってくると思いますが、現在、この耐震化独自の補助じゃなくて、今、全て、社会資本総合交付金というもので、これは、上町の街なみ環境の事業の住宅関連も、道路も、全てもう一括して配付される交付金になっております。

そのため、道路に関しましては、財政力指数の、佐川町の財政力指数によって65%交付されますが、これ変動するものと思われます。町の財政力指数が変われば、65%は変動します。

また、交付金が一本化されちゃうということで、なかなか、今のところは、これ重点投資がされてない実態があります。今後とも、町長が参画しております市長村道の整備促進協議会とかいうものを通じながら、県下市町村一体になり要望していくなど、この交付金の動向、要望の達成などを見極めていきながら、財政的な計画もつくりながら、十分検討していきながら進めないかないものであります。

そう言うても、地震の発生はいつかわからんわけですので、なるだけ、やはり、国から補助金が、その耐震計画に基づくように、順次、交付金が配分されるように要望していかないかんと思うております。

ちょっと話がちぐはぐになりましたが、以上のことでございます。

5 番（坂本貞雄君）

大変詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございます。調査が平成 25 年に終わるといふようなことのございますし、そして、対象の橋が、全部で 358 あるといふようなことのございます。大変膨大な数になるわけですが、これ、全県下でいいますと、ほんとに大きな数字になろうかと思ひます。

しかし、私たちの生活にとりましては、橋の崩壊といふものにつきましては、この長期の交通途絶を意味をしますし、町民の生活に大きな影響を与えることが考えられます。国、県とも連携をいたしまして、万全を期していただきますように、特に、国に対する要望を強めていただきまして、この来るべき地震に備えていただきますように、お願いをしまして……。どういふことを、今後考えておるかをお聞かせ願ひますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほども言ひましたように、やはり地域防災計画の見直しをして、緊急輸送道路の指定をして、それからその緊急輸送道路上にある橋梁について、耐震計画を早急に、25 年度には取りかかっていきたいと。そして、そこで事業費的なものがわかりますので、それについて町の財政とあわせて検討し、どれぐらいの事業を、何箇所の事業を年度計画を立てていく。そしてその見合いの交付金については、要望活動を繰り返していくといふふうにしりたいと考えております。

それと、358 橋と言ひましたのは、長寿命化計画の対象の橋ですので、この中から、これもう全ての町内一円の町が管理する橋が 358 ございます。この中から緊急輸送道路といふものは、佐川町地域防災計画で指定されますので、全部が指定されると思われませんし、この中から、何箇所になるかといふのは、これから防災計画の策定の際に決まってくる。

それについて、順次、先ほど言ひましたように、事業実施へもっていききたいといふふうを考えております。

5 番（坂本貞雄君）

国土交通省なんかも、このことにつきましては、大変強い関心を示しておるといふようなことが、新聞でも報道されておりますし、国と県と連携を取りまして、適切に対処していただけますようお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、高北病院の経営につきまして、お伺いをさせていた

できます。

高知で産めなくなる、診療所減少、切迫早産の妊婦の県外搬送、新生児集中治療室、NICUの満床のための決断とのこと、というように、高知新聞に連載をされました「お産危機、県内周産期医療の今」という記事が連載をされましたが、これが大きな波紋を広げているようでございます。

少子化が大きな社会問題になっている今、お産さえ十分にできなくては、少子化はますます進展していくことになるのではないのでしょうか。高知新聞で報ぜられました高吾北地区で唯一お産のできる越知町の若槻産婦人科クリニックに問合せをしましたところ、現在もお産ができておるとのことでございます。そのクリニックでございますが、産科医が1名、助産師が1名とのことでございます。

現在、高北病院には、産婦人科医1名、助産師3名がいるとお聞きをしておりますが、お産はできておりません。このネックは、何でしょうか。そして、高北病院が危機に陥りましたとき、その再建が議論されたところでございますが、そのとき、地域との連携で、病院の質を高め、地域の信頼を得ることが重要であると結論づけたと聞いております。

このお産について、地域との連携をどう模索されましたか。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

坂本議員の御質問にお答えをいたします。高北病院における出産の体制、整備等につきまして、お尋ねがございました。

従前から、高北病院では、産婦人科の医師の派遣を徳島大学にお願いをしてまいりました。大学からは常勤の医師1名のほかに、毎週、週末にかけまして、3日ないし4日程度、非常勤の医師1名の派遣がありまして、平成15年度まで毎年多くの分娩を取り扱ってきた経過がございます。

この分娩最終年度の平成15年度に在席しておりました産婦人科医師は、年度の途中の10月に転出をいたしました。この時期、折しも新医師臨床研修制度が始まりまして、各地で医師の大学医局への引き揚げが始まった時期とちょうど重なっております。

そして、平成16年度は、常勤、非常勤とも後任医師の派遣がありませんでした。産婦人科は診療の休止を余儀なくされました。し

かし、町民の皆さんの熱心な要望活動もございまして、平成 17 年 9 月から、新たに、産婦人科医師の着任を得て再開し、現在に至っているところでございます。

ここ再開以降、分娩の受け入れを休止してきましたのは、ひとえに産婦人科医師をサポートする体制を整備することができなかったことにつきますかと思います。分娩を受け入れをいたしておりました当時は、常勤、非常勤の産婦人科医師のほか、常勤の外科医師が 2 名、同じく小児科医師が 1 名在席をしておりまして、人的にもサポートできる体制がありました。現在は、これらの常勤医師が、外科、小児科とも不在となっております。

御案内のとおり、分娩は、医療上のリスクが高くて、また、これにかかる訴訟も多いため、医療安全上複数の医師の配置が求められておるところでございます。医師 1 人体制ですと、24 時間オンコールの当直を続けるという必要がございまして、これはとても対応できるものではございません。

なお、平成 15 年当時でございますが、派遣元の徳島大学からは、医師 1 人体制のもとでは、リスクが高いので、分娩を取り扱わないというお話があったとお聞きをしております。

高北病院では、これまで妊娠 34 週まで対応いたしまして、それを超える時期になりますと、妊婦の状態を勘案し、かつ妊婦本人の御希望も踏まえまして、日ごろ連携をしております国立病院など、最も適切な病院へ紹介をすることで、分娩への対応をしてきたところでございます。

分娩できる体制の整備には、何よりも医師の確保が最大の課題となりますけれども、御案内のように、現在、県内はもとより全国的にも産婦人科医師が減少しておりまして、大変厳しい状況にございます。今後とも、大学や県、その他関係各方面の御協力をいただきながら、引き続き医師確保に取り組んでいく必要があると考えております。

また、あわせまして、連携先の国立病院、その他公的病院、そして近隣の病院との連携を通じました相互の応援の仕組みができないのかどうか、その可能性につきましても、今後検討していきたいと考えておるところでございます。

5 番（坂本貞雄君）

高北病院でお産ができないということの理由が、大変よくわかり

ました。何を、何といいましても、医師不足が原因であるわけですが、このように、高知県全体で、この産科医が不足している状況の中では、なかなか高北病院へというのは難しいではなかろうかというようにも考えるわけですが。

この越知の若槻病院が、1名と1名で分娩を扱っております。このこと、何かの形で、連携ができれば、ひょっとして高北病院でも、そういう分娩といいますか出産、というようなことが考えられないかというのが、これ素人なりの考えでございますが、そういうことができないというネックは、どこにございましょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えをいたします。お産につきましては、複数の医師で対応すべきであるというのが、この産婦人科学会の基本的な考え方になっておるようでございます。病院の医師のお話によりますと、今、若槻先生のお話がございますけど、クリニックのほうでは、1人体制、あるいはその助産師の何名かの体制の中で、精いっぱいの汗をかいておられるわけでございますが、ほんとにこれは、非常事態の、本来的にあってはならない体制だというふうにもお聞きしております。

高北病院のほう、この産婦人科の医療事故等々起こったことはございませんけれども、非常にリスクが高いということで、万全の体制をとって、連携先の国立病院を初め、中核的な公的病院のほうへ御紹介することで対応してきたわけでございますが、お話にありましたように、近隣の若槻クリニックのお話もございました。そういったことも踏まえまして、連携のあり方を、これから模索していきたいと考えております。

5 番（坂本貞雄君）

そういうように、地域でお産ができるという体制を、ということで、今後検討されるということでございますが、ぜひとも、そのような方向でよろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、最後になりますが、消費税が、この高北病院の経営にどのような影響を与えるか、ということにつきまして、御質問をさせていただきます。

8月10日に、消費税増税法案が参議院本会議で、民主、自民、公明3党の賛成多数で可決成立をいたしました。2014年4月から8%へ、2015年10月から10%へ引き上げられることが決まったわ

けでございます。

今度の消費税増税には、全国民的な反対の大運動が巻き起こりました。どの世論調査でも、反対が 50%を超えております。なぜかといいますと、問題点が余りにも多すぎるからだというように言われております。

まず第 1 に、今度の消費税増税は、民主党の選挙公約にないことをやっており、公約違反で、国民を欺くものであるということです。景気が低迷して、デフレ状態にあるとき、消費税を増税すると、さらに消費を低下させ、景気の一層の後退、デフレの一層の進行をもたらすことは経済の常識であり、過去にもこのような例がございました。

そして、社会保障のための消費税増税という増税の論拠が崩れております。三党合意で、財政を公共事業や成長戦略に重点的に配分することになっており、公共事業を全国にばらまこうとするのが、本音ではないかというようにも言われております。

第 2 としまして、消費税は、3 つの致命的な欠陥を持っておりと言われております。低所得者対策としましては、低所得者ほど負担が重くなることにつきまして、給付付き税額控除や軽減税率などが挙げられておりますが、何一つ具体化をされておられません。中小企業は、消費税を価格に転嫁できず、事業者が自腹を切っておるのが現状でございます。医療費は、非課税のため、医療機関が設備投資等にかかった消費税を添加できず、損税として自己負担することになっておるようでございます。

高北病院では、消費税は何に課税をされ、負担額はどれだけでございましょうか。そしてこの増税が決定して実施されますと、どれだけ増加することになるのでありましょうか。

また、現在、耐震化工事が進められておりますが、これへの影響をどのように予想されておるか、よろしく願いをいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。消費税の課税対象、そして税率が引き上げられたときの負担増等につきましてお尋ねがございました。

御案内のように、保険診療は、消費税法によりまして、非課税となっております。したがって、高北病院で保険診療を受けた場合、消費税は課税されません。ただ、この非課税となりますのは、保険診療部分だけでありまして、保険がきかない保険対象外の診療

には、課税をされます。

例えば、人間ドッグ、健康診断、それから差額のベッド代、診断書の作成、それと任意で受けます予防接種、その他、自費診療などにつきましては、患者さんに消費税を負担していただいております。

その一方で、病院が購入いたします大小さまざまな医療機械器具、それから薬品、ガーゼとか包帯といった医療材料、また、現在取り組んでおります病院の耐震化事業の建設工事等には、消費税が課税をされるということでございます。

これは、議員もお話ございましたように、最終消費者が負担する消費税の原則からいいますと、医療の便益を享受する患者さんが負担すべきものでございますので、病院は、患者さんにかわって、立てかえ払いをしているということになります。

この立てかえ払いの部分につきましては、課税業者ならば、税務申告の際に、仕入れ、税額控除という、売上税でお預かりしました消費税から仕入れで支払った、消費税を控除した、その差額を税務署に納めるという制度によりまして、回収することもできるわけでございますけれども、医療のように、非課税の業者は、それができないということでございます。

そこで、医療を除く非課税業者、例えば、学校教育を例にとりますと、授業料への転嫁などをいたしまして、立てかえ払い分の負担を解消することもできるわけでございます。医療につきましては、診療報酬が、がちがちの公定価格になっておりますので、各医療機関の負担に応じた診療報酬への価格転嫁ができないという特殊な消費税損税の問題があるところでございます。

病院にとりましては、課題の多い消費税でございますけれども、この消費税、平成 26 年 4 月から 8 %、それから平成 27 年 10 月から 10 %へと段階的に税率が引き上げられてまいります。

その負担額がどう変わるのか、決算認定を受けました平成 22 年度の決算の数値にもとづきまして、試算をいたしました。それによりますと、8 %になりますと、約 1,250 万円の負担増と。また 10 %になりますと、その倍の約 2,100 万円の負担増が見込まれるところでございます。

このことは、病院経営上、相当の痛手になるものと思われれます。以上でございます。

5 番（坂本貞雄君）

医療機関が非課税ということで、この今度の消費税増税で8%になりますと、1,250万円。10%で2,100万円という負担増が考えられるということでございまして、大変大きな負担がかかってくるのではないかとというようにも考えられます。

そして、耐震化工事などに伴いまして、恐らく、設備の機器の買いかえとかいうような設備投資も起こってこようかと思いますが、それにも消費税がかかりますが、その消費税のかかった分をどこにも持っていけない、いうようなことがございますので、高北病院の経営にとりまして、大変大きな問題になろうかと思います。

そこで、消費税増税は、高北病院の経営にとりまして、やはり死活的な問題と言えるのではなかろうかと思います。医療費のゼロ税率による消費税還付か、輸出品と同じように、戻し税として還付すべきだ、というような要望もございまして、課税して医療機関がかぶらなければならない分については、ゼロ税率で、それがかからないようにする。そして、輸出品と同じように、戻し税というような格好で、それを戻していただくと、いうようなことをしめせんと、病院の経営というのが大変厳しいわけございまして、全国的にも、このような声がございしますが、このようなことにつきまして、町長はどのようにお考えでございでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。消費税につきましては、ほんとに、国を挙げて、いろいろ議論の末、先ほどお話がありましたように、可決されたということで、順次施行されるという段階でございます。

その中で、当然、この消費税の増税につきましては、それぞれ意見の中でも、やはり生活も苦しくなる。当然病院の経営も苦しくなるということでございます。

その後、私も、いわゆる、どうか、どういうふうな内容で課税されるのか、詳しくはまだ承知をいたしておりませんが、先ほど坂本議員がおっしゃられたような、そういう手段ができるんなら、公営の病院というのは、大変経営が厳しゅうございますから、そういう方向で、運動も展開をしてまいりたいというに思っておりますけども、ただ、この法律で決まったことについては、我々自治体は、やはり逆に、その住民の方に、……いただく立場であるとい

うこともございます。

そうした中で、いろいろの議論があろうと思いますけども、やはり法律が決めたということは、これはもう、それぞれの意見があろうと思いますけども、国民が決めたということに、結果的にはなるわけですから、これはやっぱり肅々と、それに従うざるを得ないというには思っております。

ただ、手法として、いろいろの手法がありましたらそれは、やっぱり病院を設立した立場としても、できるだけ町民の方に負担かけないような状況で運営ができるように、それは最大の努力をしていかなければならないというに思っておりますけども。

ただ、今、私申しわけないですけど、今おっしゃられた内容のことを十分承知をいたしておりませんので、そういう、どういう運動を展開していったらいいか、どういうところへ働きかけていいかというのは、また病院側とも話をしながら、設立した町長としての行動をこれから考えていきたいというに思っております。

できるだけ、病院の運営、大変、耐震化の工事也多額の費用が要るわけですから、これから会計も大変に厳しゅうなるような想定もされますので、できるだけ、そういった方向で、救済措置があるんなら、それを求めてまいりたいというに思っております。

5 番（坂本貞雄君）

行政の立場としては、やはり決められた法律につきましては、これ遵守をしなければならないと。これはもう当たり前のことだと思います。そこに、なかなか苦労が要るわけでございますが、今度の場合、消費税増税は決定をいたしました。

しかし、実施までにはまだ時間がございます。この実施までには、必ず総選挙と参議院の選挙があるわけでございます。国民多数の意思を無視をしまして、強行突破しました民自公、増税 3 党に国民の鉄槌が下り、14 年 4 月の実施が吹き飛ぶことを期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で 5 番坂本貞雄君の一般質問を終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 24 分

再開 午前 10 時 36 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、8番松本正人君の発言を許します。

8番（松本正人君）

日本共産党の松本でございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、1番目ですけれども、霧生関の公園建設地における覚書について、ということで通告をしておりました。この問題は、3月議会だったと思いますけれども、私が、建設予定地に民有地が残っているのではないかと、というところから始まった問題であると思います。そのときに、町長は、その土地に関しては町の土地と交換する覚書を交わしているという話がありました。

それで、6月議会で、その覚書の中身について、聞かせてほしいと、こういうふうに言いましたところ、その中身については公表できないと、ということでございました。これは、私だけじゃなくてですね、本来、私は調査権というのは持ってませんので、議長のほうから要望したわけですけれども、それでもいかん、と。こういうことでしたから、議会全体の要望に対して、執行部はそれに応えなかったというところだったと思います。

そこで、私は、この8月に、情報公開条例に基づきまして申請を行いまして、この書類の請求をしたところです。書類が、請求しましたけれども、それがですね、手元に届くまでには、条例上15日間の猶予があるということで、その間に検討して、結果を知らせるということでございました。

しかし、その結果が出る前にですね、8月の27日に、町議会への説明会がございまして、そのときに、この覚書の資料が出てきたというのが経過でございます。ですから、議員全員、当然、私のところにも、この覚書が手元にあると、こういう状況になっております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、まず、覚書というのは、題名がですね、土地埋立工事に関する覚書と、こういうふうになっております。土地の交換についての覚書というふうには書かれておりません。これが2通ございまして、同じ題名で、土地埋立工事に関する覚書、これが2通ございます。

1 通目は、個人の所有する土地について、そして2 通目がですね、法人の所有する土地についての覚書になっております。そこで、まず、資料では、これ別添2 というふうな形で渡されておりますけれども、この覚書によりますと、いわゆる高岡郡佐川町加茂字サスラグチ 2620 番地、地目が畑と。148 平米の土地について、ということになってます。

そこで、きのうも今橋議員から質問が、中身についてチラッと質問がございましたけれども、この中の第4 条で、埋立工事の着工前には、埋立物件の実測のうえ、乙は、乙というのは佐川町のことで、乙は、埋立整地完了後、甲の所有する土地、甲というのは、この、今言った土地の持ち主のことです。甲の所有土地を実測面積にて戻すものとする。ただし、売買価格をしんしゃくし、協議の上、面積配分について決定する。と、こういうふうに書いております。

ここを見ましても、それからそれ以外の文章を見ましても、交換という、土地の交換という話は出てきません。そこで、お尋ねしますが、この第4 条が、それについてを示唆するものではないかと思いますが、この第4 条の意味は、どうするところか、何をさしているのかということをお尋ねします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この霧生関公園につきましては、さまざまな経緯がございまして、町民の方にも、また議員の皆さんにも、大変御意見を賜っておりまして、また、おしかりも受けているというふうに認識をいたしております。

まず、問題になっております3 月議会、経過の話がございました。この点につきまして、6 月議会で、資料の提出を、私が、ここどう出さなかった背景につきましては、相手のこともございまして、それは、……願いたいということで、お話をさしていただいた経過がございます。

その後、地権者とも話を進めた中で、もう白紙に戻して、もとに戻してやらざるを得ないという判断をいたしまして、この8 月 27 日に、議員の皆さんに経過の説明をした背景もございます。

御質問のありました覚書の中で、4 条、土地を売買価格の、しんしゃくしてという条項がございまして、この点につきましては、その後、これが履行できないという判断をいたしまして、相手方にも申し上げた経緯がございまして、この点につきましては、大変、私

の、いわゆる認識不足がございまして、大変申しわけないと思っておりますけども、この背景は、実は、御案内のように、昨日も今橋議員に申し上げましたけども、平成 10 年から 19 年の、佐川中学校の残土処理をやるまでは、もう手がつかない状況で、ずっと置かれた経過がございます。

その背景には、地権者、そして町の事業の進展の中で、いろいろ課題があったというに、私、認識しておりまして、その課題の 1 つを御協力いただいた地権者が解決した、と。それには、多額の費用を要したので、そのあたりを若干考慮していただきたいという話がございまして、そういう覚書になって、中学校の埋め立てを実施したと、そういう経過がございます。以上です。

8 番（松本正人君）

町長は、私の質問に全然答えていただけてないと思いますけれどもよね、私が言っているのは、そういう経過を聞いているのではなくて、このただし書きのところから問題だと思いますが、売買価格をしんしゃくし、協議の上、面積配分について決定する、というふうに書かれているわけです。この中身、これは何ですかということをお聞きしてます。

きのうも話ありましたけれども、しんしゃくという言葉はですね、相手の立場を理解して、おもんばかって、そして手心を加えると、こういう意味だというふうに、辞書を調べますと、あります。どこへ手心を加えて、相手の立場をおもんばかるというのは、どういうことなのか、そのことも含めましてですね、そして面積配分について決定するというふうになるのは、どこの、なんの面積配分を決定するのか、そういうところを具体的に説明していただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

申しわけございません。その不足の分につきましたの、しんしゃくの上ということをお答え申し上げたつもりでございましたけども、足らないところがございました。

この中身につきましたは、御案内のように、先ほど申し上げました、土地の用地を確保するのに多額の費用を要したという話がございまして、その部分をしんしゃくということになりますけども、考慮して、実際は、実測に基づいて返すわけですけども、町との交換をしていただきたいというような内容でございまして、実は、今の、

現地は、町との民地の境、非常に不規則になっておりまして、将来、運動場として使うにも、整形したほうがいいんじゃないかというような話の経過もございまして、そういう経過を受けて、その投資の価格と差額分をしんしゃくという形になっております。

土地の価格を、約、町の買収の 10 倍の価格で買収して解決したと。その点を考慮してくれというような内容で、それを覚書に交わしたものでございます。

8 番（松本正人君）

そこまでのお話はですね、これまでもお聞きしたところです。そうじゃなくて、もっと具体的な説明をしていただきたいと、こういうふうに申し上げております。

要するに、対象となっている土地ですよ、どこの土地が対象、いわゆる佐川町の土地と個人の土地とを交換するということですから、このここであっている個人の土地というのはどこの土地で、そして、佐川町の土地と言ってるのはどこの土地かということ、お答えいただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

佐川町の土地というのは、公園用地として買収した範囲の土地でございます。相手方の土地というのは、それぞれ、会社なり個人が買収した、その隣接する土地のことでございます。

その中で、埋め立てた後、返すときに整形をして、配分を等価というふうに、私は、その当時に判断しましたが、投資額によって配分をするというような内容の覚書を交わさしていただいたというに、私は、理解をいたしております。

8 番（松本正人君）

そこですね、以前に、もう既にお聞きした話だと思います。私が言っているのは、ほんとに具体的にですね、今、番地も申し上げまして話をしました。ここで先ほど言った別添 2 のですね、土地埋立工事に関する覚書に書かれている土地の地番は、先ほども言いましたように、佐川町加茂サスラグチの 2620 番地、148 平米と、こういうふうになっております。こういうふうにお答えいただきたいですよ。要するにどこの土地なのか。

それで、この間の、議会に対する説明会のときにですね、図面として別添 1 というのと、それから別添 4、そして切図をいただいております。

切図は、いただいた切図はですね、まだ、昨年ですか、ここの対象の土地はですね、国土調査が済んでおりますけれども、まだ、新しい切図はでき上がってないということで、渡された切図はですね、昔の切図ということで、大変に、わかりづらいものでした。

ですから、議会の中でですね、これではわかりづらいからよね、まあ言うたら、実際の地図においてですね、きちっと対象の土地を示すような図面が欲しいということが、議員の間からも要望があったところです。

いまだに、その図面というものをいただいていませんので、全く、今のところ具体的には説明を受けてないと。こういう状況だと思います。

しかしながら、見にくいながらも、私、いろいろと見比べまして、話を総合して考えていましたらですね、まず、説明にありましたときの、いわゆる説明資料の中で、霧生関公園建設事業に係る経過説明書という概要というのがありまして、いわゆる時系列がございます。

これによりますと、平成 10 年 11 月に、中身は、平成 10 年 11 月 25 日付、佐総第 602 号にて、土地収用法第 16 条の規定による事業認定申請書を提出した、と。そして、平成 11 年 1 月に、事業認定についての通知があった、と。こういうふうな流れの中で、いわゆる最初に、この土地のですね、開発の申請をしたと。そのときの図面ということで、この別添 1 というのが、いただいてると思います。

これによりますと、当初の計画はですね、野外劇場をつくったり、ゲートボール場をつくったりと、こういうことでございまして、そこにですね、芝生広場というのがございます。これは、わかりやすく言いますと、株式会社晃立の土地であります、あのゴルフの打ちっぱなしですよ、その打ちっぱなし場に隣接する土地として、そして、国道からいうたら、斜面を下ったところにある土地と。ここが芝生広場として公園になる予定でございました。

ところが、この新しい図面ですよ、新しい図面では、ここの芝生の広場になるところがですね、全く公園の予定地になっておりません。

ですから、要するに、ここは、ここは要するに公園にならないということですから、予定としては、ここを交換してですよ、この土地を交換するということだったと、私は推測するわけですが

も、それでよろしいですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。そういう予定で計画したものでございます。
そのとおりでございます。

8 番（松本正人君）

そこですすね、この覚書、別添 2 の覚書ですけれども、その土地 148 平米というのは、切図を見てみますと、先ほど言った芝生広場になる予定だった土地に隣接する土地で、しかも、真南ですすね、その土地の。真南に、現在、株式会社晃立の土地がございますけれども、広い土地があります。その一番北側にある小さな土地、隣接する小さな土地、これが 148 平米です。

これと交換するということになるとですすね、交換しても、要するに芝生の予定やったところと、それからもともと晃立のある土地と一緒になっても、間に町の土地があると。こういうことで、非常に使いでとしてはのうが悪いと、こういうことになると思います。

そこですすね、この間の説明会の中でも、現在、予定されていますその多目的グラウンドとして予定されているところ、ここにも土地がですすね、株式会社晃立の土地が入っていると、こういう説明を受けました。

これ、そうなるとですすね、この図面は、新しい図面は使えないということになるわけですから、新しい図面は、けど、そうならないわけですから、先ほども言いましたように、予定として、この 148 平米ではなくて、この予定しているグラウンドに食い込んでいる土地、これを交換するということによろしいかと思いますが、そうじゃないですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。その、今の 148 平米と、そして、それは持ち主がちょっと名前が違いますけれども、法人と。法人の部分も含めて、土地の交換というふうになってございまして、仕上がった土地には、そのふくそうはございません。今の予定地だったところす。予定地だったところす、予定じゃなくて予定地だったところすすね。もう既にもう白紙にさせていただいておりますので、ところについては、それぞれ、148 平米プラス法人の土地も含めて、分の交換ということになってございまして、あの一直線は、そういう交換できた後には、そのふくそうはないというには判断しております。

8 番（松本正人君）

聞いておられる方はですね、図面もなしに聞いてるわけですから、わかりづらいと思いますけど、要するに私が言ったとおりだと、こういうことですね。

そこでお尋ねしますけれども、この芝生の広場になる予定やった町の土地、これが、一番新しい計画では、これが公園にならないわけですが、その公園にならない町の土地、そして、多目的グラウンドになるところに、晃立さんの土地が入っているという、この土地はのけるという予定やったわけですから、その分の土地ですね、それぞれの土地の面積を言うていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

先ほど、芝生緑地ということに当初計画になっておったところで残っておる町有地が 1880.27 平米でございます。これは、5 筆ございます。一筆全てじゃないところもございます。それから、先方の土地につきましては、これも実測でございますが、344.88 平米でございます。これは、2 筆のうちの一部となっております。以上です。

8 番（松本正人君）

ですから、1880.27 平米と、344.88 平米と、これを交換する予定やったと、こういうことですね。当然、前にも、3 月議会だったか 6 月議会だったかですが、交換する予定の土地は等価交換ですかという、私質問したと思います。等価交換というのは、当然、意味としてはですね、平米当たりの単価が等価であるかどうかと、こういうことですが。

平米当たりで言いますとですね、この、けど土地はですね、もともとが、いわゆる畑とか田んぼとか、そういうものであったと思います。しかもですね、佐川の土地は、国道により近いところ。そして今言った晃立さんの土地はですね、国道からちょっと奥まったところになりますので、同じような土地で、同じ価格だとしてもですね、奥の土地のほうが高くなるということは、まずないと思いますけれども、通常は、けど、これはですね、土地評価をして、それで計算をせないかと、こういうことになろうかと思いますけれども、そうすると、とてもこれは等価交換というふうにはならない、というふうに思いますが、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。その背景は、先ほど申し上げました多額の投

資をして購入したというお話から、いわゆる等価交換という話を、いわゆる佐川町が買った分と、地権者が買った分との差額、これを等分にするとすれば、価格で等価というに、私は、そのときに判断をさしていただいたつもりでございますが、これはもうほんとに、先ほどから申し上げますように、大変、その交換がもう、もともと交換ができない土地を交換するというような……ですから、これはもう、私の、ほんとにミスでございまして、これは、地権者の方にもおわびをして、もとに戻していただきたいということですから、根本的にそこのあたりから間違っただございまして、その当時の話は、いわゆる投資の価格で等価というふうに、私は、判断をさしていただいた経過がございます。

8 番（松本正人君）

投資の価格と言われておりましたけれども、その価格についてもお聞きしたいですが、その前にですね、これは、もともとがこういった約束事ができない土地であったと。けどそれは、今、わかったことで、これを結んだ平成 19 年には、そういうつもりじゃなかったというふうに思います。

そこで、どういうつもりで、この覚書をしたのか、と。もちろん、今の段階ではですね、先ほども言いましたように、土地収用法の認可申請をして、それが認められたと、こういうものですから、当然法的にですね、交換ができないものと、こういう説明やったわけですから。そうすると、こういうことを要するに、知らなかったということですから、知らない段階で、どういうつもりでこの何をしたか、と。

交換ができるというのは、普通財産ということになると思いますけれども、普通財産としてお考えになっていたのかどうか、お伺いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

当時、19 年度当時につきましては、町有地であるということを認識しておりますので、当然そのときには、普通財産であるというふうに、私は認識をしてございました。

8 番（松本正人君）

普通財産であったとして、そして、ほぼ平米当たりの単価が等価であると、こういうふうに考えた場合ですね、1880.27 平米と、そして 344.88 平米ですか、これの比率は、どうなりますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。1880.27 対 344.88 でございますので、約 6 対 1 というような比率になろうかと思えます。

8 番（松本正人君）

約 6 対 1 ということですのでけれども。普通財産をですね交換する場合に、条例がございます。

「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」というのがあります。まして、「普通財産は、次の各号一に該当するときには、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額が、その高価なものの価格の 5 分の 1 をこえるときは、この限りでない」とこういうふうになっております。

ですから、先ほど 6 分の 1 というふうに言いましたから、普通財産であってもですね、条例上は、まだ 1 平米あたり、評価が等価ということ的前提に話しておりますけれども、しかし、そういう計算をしたらですね、この条例にも当たらないと。で、5 分の 1 を超えるというか、超える場合はですね、議会の承認が要ということになっております。

で、この 19 年度に結んだ覚書はですね、議会に承認を得たというふうに、私は記憶したことございませんけれども、議会の承認は得ましたか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。まことに申しわけないですけども、議会の承認はいただいております。

8 番（松本正人君）

そうするとですね、この土地埋立工事に関する覚書というのは、条例違反でもあり、しかもその以前にですね、要するに法律違反であると。こういうのをやってたわけですね。もし、これが、途中でわかって、こりやできんということでですね、これを白紙にすると。白紙にするも何も、もう無効なものですから、これをもし、やっちゃったらですね、これはどうなっちゃったですか。

町長（榎並谷哲夫君）

大変、途中で、こういうこと判明いたしまして、御指摘もいただきましたので、白紙に戻せるという、戻さなければならないということですけども、もし、それが実際に終わっておりましたら、終わることはなかったと思いますけど、終わっておりましたら、これは

もう大変な、ですけど、これは私の全責任でございます。これはもう責任を取らなければならないと思ってます。

8 番（松本正人君）

要するに、手が後ろに回りかねないと、いう状況であったと思います。途中で、気がついてよかったねえと。ほんとにそれで済まされる問題か、別としまして。そういう内容のものであったと思います。

そこでですね、先ほど、価格の話が出てきましたけれども、いわゆる売買価格をしんしゃくし、ということですから、この売買価格をしんしゃくするわけですが、この売買価格というのはどれぐらいながですか。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、大変申しわけない、個人のことになりますので、ここで公表していいかどうかわかりませんが、かなりの額でございました。

8 番（松本正人君）

いくらでございましたか。

町長（榎並谷哲夫君）

これが、私は、ちょっと、実際に価格を公表していいかどうかというのは、ちょっとやっぱり悩めますけども、かなりの高額の高額でございました。

8 番（松本正人君）

価格のことについても書いてない。そして実際の土地交換、交換と言いますか、対象の土地についても具体的に書かれてないと。ということですから、そういう意味では、非常に巧妙につくられた覚書であるというふうに思いますけれども、これ、けど、履行するであつたらですね、これは、価格がいくらであつたか、知らんけんとかいう話にはならないでしょう。そうじゃないですか。

ということは、価格は、当然、これ公表されてええ価格なはずなわけですよ。こういう約束するんだつたら。ですから、価格はよね、公表するべきだと思いますが、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

大変、御指摘いただいておりますけども、これが、冒頭に申し上げましたように、途中で、間違ったことに気がつきまして、一応現在は、履行されてない、されるべきじゃないということになってお

りまして、相手方にも、そういったものを伝えて、一応了解いたしておりますので、この際、価格については、これは公表するとすれば、私は、当事者に了解を得てじゃないと、なかなか、この公表まではできないというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

それはね、けど、理屈としておかしいんじゃないですか。具体的にですね、いわゆる、これは埋立工事に関する覚書というふうになっておりますけれどもよね、そのときはもうきちっと、その対象の土地、ここへ出てきちゅうわけですよ。

この対象の土地についてもですね、本人にですね、これ出てきちゅうからですけれども、もし、これがなかったらですね、本人の承諾を得ないとですね、出せないとかいうという理屈になろうかと思います。同じ理屈だと思いますけれど。価格も、当然、これ出てきちゃってええはずなんですよ。本当は、書いてないと話にならんがですけれども書いてないと、わざとに書いてないという状況だと思いますけれども、そこが大事なところだと思いますけれども、一体、いわゆるしんしゃくする、相手の立場をおもんばかる、そしてそれに手心を加えると、こういう意味ですから、これ大事なところで、しんしゃくするのは、どれだけのものをしんしゃくして、そして、どれだけの手心を与えるのかということがわからなければですね、これは、全くだめだと思います。

きのうも話ありましたけれども、しんしゃくという言葉は不適切だったと、言いますけれども、これ行政用語としては、絶対使ってはならない言葉だったというふうに、私、聞いておりますけれども、それを使ってまでですね、こういった文章を作成したと。こういうことになりますけれども、このところはですね、ちゃんと、価格についてもですね、どういう価格をおもんばかるつもりだったのか、このことをしっかり言ってもらわないことには、前へ進まないというふうに思いますが、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この覚書の中で、その言葉をほんとに解釈すれば、そういうに、今、議員御指摘のあったように、おもんばかる、あるいは、手心を加えるということですから。当時、あの土地の埋め立てについては、さまざまな背景があったということを承知

の上で協力していただけるという背景のもとに、先ほど来申し上げておりますように、あれを解決するために多額の投資を要した、その分は考えてくれという内容のもとで話をさせていただきます。

その覚書では、後に協議をするということでございまして、当然、もしそういうふうになるとすれば、価格の提示は、ぜひ、願いますということ、そのときにも、こういう問題が発生することを想定して、そのときには、議会にきちっと出さしていただくということを了解をして、話し合いに応じた経過がございします。

今現在のところ、もう白紙に戻していただきますということになっておりますので、その価格の、実際の公表につきましては、なお、御本人の了解をいただいた上で、私は、やらしていただきたいと思ひます。以上です。

8 番（松本正人君）

相当高いものだったということで、今、押し問答になってますので、ちょっと角度を変えたいと思ひます。

きのうの今橋議員の質問の中で、この内容についてのやり取りがございました。その中で、町長はですね、今も言いましたように、この覚書については、大変反省してるということを言っております。

そして、さらにですね、この事業をですね、最後までやり遂げるということが自分の責任だと、こういうふうに言われていたわけですが、すけれども。本当に反省しているならばですね、きちっと町民にですね、どういう内容のものをやろうとしたのかということを、僕は、明らかにすべきだと。本当に反省しているならば。それをまず、すべきだということ。

そしてですね、今後も事業は続けると、こういうふうに言いましたが、すけれども、これだけのいわゆる高い土地を、どれぐらいの土地か、それをしんしゃくさせてまでも押し通そうとしたという状況ですから、これが法的にできないということになっただけでですね、多分、相手の立場は、そんな変わったというふうには思ひませんが、そういった中で、この話を進めていくということになりますと。要するに、先ほど予定していた、この多目的グラウンドですね、ここへ、相手の土地がかかっているわけですから、当然、これは見直さないかん、見直す、あるいは話し合いによって、当初のとおりになると、こういうふうになると思ひますけれども。

けれども、とても、この流れからいったらですね、きれいに事が運ぶようにはとても思えないわけですがけれども、一体どういうふうな形にしたいというふうに考えられておるんですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど、昨日の今橋議員さんの責任をどう取らあという話でございますけども。これは、一つは、初期の目的の、運動公園に仕上げていくと。これはもう責任でございます、これも一つの責任。

責任を取ると言ったもう一つの理由は、相手方にも、これは、こちら側のミスとはいえ、相手側には、それぞれ協力もしていただいております、これを白紙に戻すということについて、誠意を持ってお話をさしていただいております、これも一つの責任だというふうに、きのう申し上げたところでございまして、これは、私の全責任でやっていかなければならないというふうに思っております。

そして、質問の中の、土地をどうするという話でございますけども、これはもう整形をするということは、もうこれは不可能でございますから、現在の町有地、民有地を、境をきちっとして、その中でどういうふうに、将来、価値がでるか、今、議論がありました芝生の広場をどうするかということは、これは、例えば駐車場にするとか、いろいろその方法は、これからきちっとしていかなければならないというふうに思っております。

8 番（松本正人君）

町長は、平成 10 年代のですね、この事業はですね、懸案であったというふうに、ずーっと言ってこられました。先ほども見ましたが、平成 10 年に、当初立てられた計画、これは、先ほど言った、土地を交換するという土地がですね、芝生になって、そして、今、晃立さんがかかっている土地もですね、これ考慮に入れても十分にできあがる図面じゃなかったですか。

これを、だから先ほども言いましたように、野外劇場をして、ゲートボール場をつくって、コスモスの畑をつくって、こういうのが当初の計画やったわけです。これを、わざわざ、小さい土地を、しかも相手の立場をおもんばかってまで、変更したわけでしょう。変えましたよね。大きく変わってます。なぜ、こんなことをしなきゃならなかったがですか。10 年来、平成 10 年からのですね、懸案だったら、最初のとおりやりゃあええんじゃないですか。

それを、わざわざ変えてまで、しかもこんな無理をして、こんなやっちゃあいかんような覚書までして、やらないかん理由は何なんですか。ここが一番の問題やと思いますが、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。今、非常に、きつく指摘されておりましたけれども、これは、10年来、御案内のように、土地収用まで認定していただいて、こういうにするとというて用地を買収しておりますから、町としては、これは、どうしても仕上げていく必要があると、これはもう責任だというに、私は思っております。

その中で、何で、整形してまでという話ございましたけれども、10年から19年の間、これは、いろいろその土地の、まつわる問題もございまして、佐川町としては、まず、1つはサッカー場の2面がだめになったと、これが一つ大きな原因だと思います。

2つ目、それがポシャった後、もう用地は、既に確保しておりますから、その後、工事残土を入れながら盛土をして、それから仕上げるべきであったのを、その用地の問題で、埋め立ての、いわゆる残土捨て場の、残土捨て場埋め立てとしての許可がもらわれてないということで、現在まで推移をしてきた、そういうに私は判断しております。それが19年になって、中学校の残土処理場の問題になったときに、相手方から、これはきちっと整理したから、埋め立て方向でいこうという、そういう経過がございまして、これをやるために云々じゃなくて、経過の中でそういうに推移したというに、私は思っております。

そして、大きく変わった背景は、1つはヘリポートもございます。そしてテニスコートもございます。これも議論があると思います。一部のテニスの愛好者の要望でやるかよ、という議論もあろうと思いますけれども、将来、せつかく多額の金を、お金を投資してやるわけですから、幅広く使っていただくということがいいということ、と。それから、これから防災面でも、ヘリポートは大体必要であろうということで、このヘリポートにつきましても、これは、消防署のほうから、あそこに、佐川町にも欲しいね、という話から、だんだんこういうになってございまして、そういう変化をしてきた中でございまして、その整形をした背景は、先ほど来議論がありましたように、地権者の方にも御協力をいただいて、将来使い勝手のいいような方向で、しんしゃくというのは、そういう非常におしかり

を受けておりますけども、そういうことで、お互いに、利用勝手がいいというような基本的な思いで取り組んできた経過がございまして、これを故意に、あるいは、覚書までも交わして、どうしても仕上げないかんということやなくて、結果的にはそうっておりますけども、経過としては、そういう背景がございます。

何が何でも、変な覚書を交わしてまでもやるということではなくて、やっぱり残土処理場がきっかけでございまして、最終的には、やっぱり仕上げなければならないという思いで取り組んできた経過がございますから、ひとつ御理解を願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

私の質問が、よく理解されてないんじゃないかと思っておりますけれども。この予定地ですね、ほとんどは買収が済んでいて、土地開発公社が既にお買い上げですね、そして平成 14 年に、佐川町が土地開発公社から買い受けたと、こういうことですから、平成 14 年にはですね、もう佐川の正式な土地になっちゃったですね、ほとんどが。なってないのは、先ほど言っている晃立さんの土地、そして個人の土地、ここの部分です。

ここは、隣接しているところというのは、ほんとにこの多目的グラウンドになるところへ少しかかっているだけなんです。ですから、これを無理してこんなことしなくてもですね、ここも使えるし、この土地も使えるし、それから、ここはもう当然、もうつんでますから、先ほど言ったヘリポートとかテニス場とか、こういったものはよね、ここ解決しなくたってできるじゃないですか。そうでしょう。全く関係ないですよ、今の説明は。そうじゃないですか。

だから、どうしてここにこだわるんですかということ聞いてるんです。ここにこだわらなくても、ヘリポートも、やりたければ、ヘリポートだってテニス場だって、できますよ。そうじゃないですか。今、この争いになってる土地は、そこ違いますから。そうじゃないですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。ちょっと、意見が合わないということとか、その今の土地を考えたら、そういうことになろうと思います。私は、経過を申し上げました、先ほど。埋め立てができなかった理由というのは、その隣接の了解が得られてないままに、18 年、19 年と経過した経過がございまして、今の土地をみましたら、それは

ヘリポートもできるし、テニスコートもできると思います。

ただし、あの谷底を埋めていくには、隣接地の同意がなくては埋めれないという状況がございまして、その一つの大きな根っこが、今の、私は、問題の土地だったというに認識をいたしております、それに基づいて事業を展開した経過がございます。

なかなかの谷底ですから、それぞれ施設も要りますから、なかなか単独で埋めることはできなかったのは背景でございます。

8 番（松本正人君）

そうするとですね、その話は、ずーっと今まで言うてきたことですから、よく整理されたと思います。今まで、町の土地はあったと。けれどもですね、隣接する土地から許可がもらえないので、そして、もらえないので工事を進めることができなかつたと。ところが、いわゆる平成 19 年当時ということになろうかと思いますが、その問題は解決したということで、やりますよと。けれども、その解決の交換条件が、この、売買価格をしんしゃくし、協議の上、面積配分について決定する。という内容になったんじゃないですか。そうじゃないですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。ちょっと経緯が、松本議員と私と、ちょっと理解が違ふと思いますけども。

その、もともとその土地が解決した。その上で、じゃあ、埋め立てを、お互い同意しようということの中で、今まで申し上げたように、相当の投資をしたからその分は考えてくれ、という背景で、その覚書を交わしたわけですから。

その前に解決したというお話をいただいて、その次ですから。この覚書を交わすために云々じゃないわけです。

もともと私が引き継いだときには、あの問題は、あの土地は、まだ埋め立てができないというふうに、実は、越知の土木の所長、当時の、所長から、私が挨拶行つたときに、あそこへ、公共残土をやりたいけども、佐川町としては、もう埋め立てができないので、断念をせざるを得ないという報告を受けましたということも情報に入れました。

そういう背景があつて、その土地の所有者が、土地を解決したので、これから利用していったらどうかということから、中学校の残土をあそこへ持って、一番効率がえいということで、そういうスタ

ートがありまして、その覚書ありきで、始めたわけじゃございません。

当然、土地は、今言ったように、土地収用法で全部、必要用地は確保してございますので、その土地を町としては確保する必要はなかったわけですが、だんだんと説明さしていただいておりますように、その当初の部分と、それからお互いに整形をしたほうが格好がよかろうと、そういうことで、後に、いろいろな話の中で、ああいう覚書になったという経過でございますから、御理解願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

どっちにしても話が、全然、だから、私が言ってるのは、何度も言ってますけど、この覚書、こんな無理した覚書を交わさなければならぬ理由ですよね、ここに一番の問題があると、私言いましたけれども、交わさなければならぬ理由はどこにあったかという話をしゅう中で、既に、買うちよった土地が、隣接地と許可がどうの云々の話になってますよね。で、それは解決したと。解決したから、埋め立てをしたと。

要するに、その話とこの話は別ですよ、と言ってるわけでしょう。この話というのは、この覚書とは別ですよと、19 年に交わしたのは。そういう意味じゃないですか、そうじゃないがです。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。その話ではございません。それはもう当然関連をした土地ということですから。当然、佐川町の所有地じゃないですけども、その許可をもらえないと、埋め立てができんというのは、それが、10 年、11 年から 7、8 年あのみまで放置された背景がございますから、隣接の土地の同意がない限りは、あそこが、埋め立てができないという背景がございました。だから、無関係じゃございません。

8 番（松本正人君）

そうすると、この覚書を交わした相手方ですよ、この相手方が、どうしても同意をしてくれんと、こういうことになりますわね。そうでしょう。

この条件をのまなければですね、同意をしない、とそういうふうに関聞こえますが、それでいいですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。そうじゃなくて、その土地を手に入れるまで、そういう、までは、さまざまな要件があって、埋め立てができないということ、私は、情報でいただいて、その後、あの土地は、きちっと解決して、こうこうこういう所有になってるから埋め立ても可能ですよ、という話を受けて、じゃあ、どういうにしたらええかということで、今の覚書になった経過がございますから。

先に覚書がありきじゃなくて、要は、同意すれば可能ですよ、ということを受けて、話し合いをさせていただいたという経過がございます。

8 番（松本正人君）

そしたら、その隣接する土地のですね、その同意、許可についてですね、その問題が、もう解決したというふうに言って来た人は誰なんですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。それは、情報をいただいたのは、地権者、晃立の、今の会長でございます。

8 番（松本正人君）

解決したからやってくれと言ってるのにですね、実際解決してないじゃないですか。こういう無理難題を押しつけてきてですね、それをのまなければ、結局解決したことにならないんじゃないですか。で、先にやってしまったと。埋め立てはやったと、やっていきゅうと。やろうとして、もう既に中学校の山は切ることになっていたわけですからよね。

ですから、これ、要するに約束が違うということになるんじゃないですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。解決した背景というのは、先ほど来申し上げておりますように、多額の投資をして、いろいろ問題のあった土地を、所有者を移転をして、これから同意すれば、埋め立てができますよということですから。そのくだんの土地を解決した背景は、今申し上げた晃立さんの会長さんから、この土地は問題ないきのうという話からスタートさせていただいたと思っておりますから。この覚書がありきじゃないわけです。

だから、そのくだんのというのは、必ずと、投資をしたことを多少考慮してくれという背景があって、これはもう私の、大変、誤り

ですから、これはおわびをしておりますけども、相手方にもおわびをしておりますけども。そんな、そういう背景が、この霧生関にはあるということを、ぜひ理解をしていただきたいというに思います。

いろいろの話の中で、あの霧生関は、大変無駄だと。そして、一企業のために多額の投資というな声も、この議場でも聞かしていただいておりますけども、決して、その背景から考えたら、そうじゃなくて、やっぱりきちっと、町としても、あれを地権者の方にも、あるいは関係の機関にも約束したことは、やっぱり履行するのが、やっぱり状況でございまして、その間、中学校の残土処理も、ああいうような形でやれた、と。そういう背景がございますから、決して、その一企業のために、利益のためにということじゃなくて、非常に複雑な背景があった土地であったということを、ひとつぜひ理解を願いたいと思います。

8 番（松本正人君）

議長、休憩願います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 33 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番（松本正人君）

それでは、ちょっとこの問題については、少し置いておきます。そこです、隣接する土地の同意という話がありました。前も説明ありましたけれども、まず、この晃立さん、そして個人のところ、ここのところのですね、約束が果たせなかったわけですから、向こうは当然ですね、通常で言うと御立腹じゃないかというふうに思います。こういう状況の中で、その隣接する土地の持ち主ですから、この同意が、まず得られるのかどうか、を1つ。

それから、もう1つですね、ずっと下のほうの、いわゆる火薬庫ですね、火薬庫がありますね、これの移転の問題云々というのは、きのう言ってましたよね。これは、ほいたら具体的にどういうふうにされるのか、話はどこまで進んでいるのか、このことを説明願

たいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

まず1問目の同意でございますけども、これは、私のほうから、ほんとに頭を下げて、ひとつこういう事態ですからということで、一応理解をいただけるというに思っております。

そして、火薬庫でございます。これも、従来からございまして、いろいろ県にも相談をしながら、相手方にも話をしながら進めてまいりまして、これも非常に困難なことがございますけども、これひとつひとつ協議をしながら解決をしていきたい、そういうに思っております。

これも、あることですから、解決はできないことはないというふうに、私は思っております。誠心誠意、相手方と協議をさせていただくつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

8番（松本正人君）

非常に話があいまいですね、要するに、何一つ具体的になってないということだと思います。

その、頭を下げて、まず、この覚書を交わした土地の方には、理解を得るつもりだと、こういうふうに言ってますけれどもですね、この流れから言ってですね、これは理解を、果たして得られるだろうか、ということを非常に思います。ですからよね、理解を得るためには、また無理しやせんろうかという心配もするところです。

それと、この火薬庫の問題にしてもですね、ここに火薬庫があったら、当然いかんわけですから、移転するなり何なりせないかんということになりますよね。そうすると、そこの補償料の問題とかですね、いろんなものが出てくるわけですが、具体的に。

これでも、非常に、ここ、無理がかかると、いうに思うんですけど、どんな無理をするつもりですか。どこまでやったら許されると思ってるんですか。相当、これ無理だね、約束してるんですよ。先ほども言ったように、条例違反、法律違反してまでやろうとした。こんなこと、ずっとわかったらですね、知らんつく、こんな無理を通しちよったかもしれない。

後で、それがばれたらですね、そりゃ手が後ろへ回っちゃったかもしれないと、こういう内容でしょう。今後、こんなことをせんつくですね、事を進めていくという保証はどこにもないというふうに、私は思います。

こんな姿勢ではですね、とても、今後の事業を任すわけにはいかんというふうに、私思っているとこですから、ですから、そんな無理をしてまでやらないかん事業じゃないんじゃないですか、もともとが。ですから、もっと、例えばですね、きちっと冷却期間を置いて、やめましたと言うたら、今まで3億1千万ですか、その中の、単純8割じゃないですけども、交付税措置されてるわけですから、そういった問題も起きてきますので、もうちっと冷却期間を置くと、時間を置くということから始めてもいいんじゃないですか。そんなにあわててやらないかんことはないんじゃないですか。

町民は、早く、このヘリポートもつくってくれ、公園を早う完成してくれって誰一人言ってもせんよ、そんなこと。むしろ、もうやめや、という声のほうが、私に聞こえてくるがでは多いですよ。だから、ちっとも、それ冷却をしたって、誰も怒らんとはいますけれども、どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。やめるということには、私はならんというに思っております。ただ、先ほど、いろいろ問題も起こっておりますので、きちっと整理をして、これ以上議会の皆さんにも心配をかけないような形で、皆さんにもやっぱり後々のことについては、御相談を申し上げたいというに思っておりますけども。

例えば、町民からの要望はないということ、私もそれは、聞いておりません。あそこへ運動公園をつくれという要望も受けた記憶はございませんけども、その経過としては、先ほど来、申し上げておりますような状況で流れてきておりますので、これは、行政としては、きちっとやっぱり最後の仕上げは必要だというに思っております。

ここに至っては、きちっと、その火薬の問題も、そして相手方の同意の問題も含めて、きちっと整理をしなければならない問題がございますけども、それを、誠心誠意取り組んで、相手の方にも理解をいただき、そして議会の皆さんにもやっぱりそういったことで御議論もさしていただいて、将来、冒頭に申し上げましたように、できるだけ多くの町民の方、あるいは町内外の方に、利用していただけるような施設にしていかなければならないというに思っております。

これは、原点へ帰りましたら、それは、今、時代も随分と変わっ

てきておりますから、中学校の運動のグラウンドもございますし、いろいろ御意見もあろうと思っておりますけども、やはり一つの方角としては、やっぱり行政としてもきちっと責任を取らなければならないというに思っております。

そして、もう一つ。先ほど来、御指摘いただいておりますけども、決して、相手に優位に手心を加えるとか、そういう気持ちで、私はこの問題に取り組んでございませんで、ひとつ御理解を願いたい。その覚書につきましての私の責任は、きちっとやっぱり相手方に理解していただくことで、責任は取らなければならないというに思っております、今後も、そういう形で解決するために、変なこそくな手とか、あるいは、いろんな工作とか、そういうことは毛頭するつもりはございません。きちっとした対応をしながら、今の覚書の反省へ立ち帰って、きちっと整理をさしていただいて、目標の達成に努力をしてまいりたいと。

ただし、冷却期間ということですけど、事業の中止ということじゃなくて、これには多少、時間をかけてでも、円満に解決をさしていただきたいというに思っております。以上です。

8 番（松本正人君）

私は、完全にやめてしまえとは言っております。もう、さいは投げられたという状況ですからよね、だから、工夫してくださいというふうに、申し上げたつもりですけども。

けれども、もともとですよ、さっきから何遍も言ってますけど、当初の計画と今の計画、全然違うじゃないですか、中身は。中身違うでしょ。しかも、ここへ、この計画に至るまでも何遍も計画変えたじゃないですか。ころころ変えてますよ。だから、もともとがですね、そういう経過を見てもですね、そんなに無理をしてやらないかんような事業には、とても見えないというのが現状じゃないですか。誰が、町民誰が聞いてもそう思うと思いますけれども。

それを無理やりやらないかんと、これからまた変わったら、また、何ですけども、そこまでしてやらないかん内容ではないと思えますし、また、町民のですね、これから、どういうふうに、要望、要求というのが変わっていくかわからないでしょう。ひょっとして、何かのときにですね、こんなものをぜひつくってもらいたいということが起きるかもしれませんわね。そのときでも十分に間に合う話じゃないですか、と私は申し上げてるわけです。

それと、もう一つ、聞き捨てならんので、言っておかなければならないと思いますけれども。もう一度お伺いしますけれども、昨日、今橋議員から質問がありました。この土地埋立工事に関する覚書、平成19年に結ばれましたけれども、チームでやったというふうに、町長は、僕から言わしたらお茶を濁しましたけれども。チームでやったって、一人一人の人間がやりゆうわけですから、それぞれの人に責任があるわけです。そこを本来は明確にせないかんというふうに思いますけれども。

そこで、当時、岡林課長、その当時は補佐ということですね、ちゃんと稟議書にも判がついてあるのを、私確認しております。もう一度お尋ねしますけれども、そのとき、この内容について、どれだけ把握してやってられたんですか。

総務課長（岡林護君）

きのうの今橋議員の御質問にもお答えいたしましたけど、確かに私は、当時課長補佐ということで、回議書の欄に課長補佐の欄に判こをつけております。ただ、その回議書を見た記憶はですね、当然、もちろん見ているわけです。見てることを否定しているわけじゃなくて、その記憶そのものは、正直ありません。

ただ、もちろん読んでもるかと思えますけど、その覚書をですね。そのただし書き以降の、例えば、しんしゃくということとかですね、そこまでは、そのときに、多分、もし疑問を持ったとしたら、記憶にあるかもわかりませんが、その記憶がありませんので、正直、覚えてないというのが現状です。以上です。

8 番（松本正人君）

こういう形の質問ですね、覚えてないというのはですね、あのロッキード事件以来久々に聞いたように思いますけれどもよね、けれどもあのときの覚えてないと、この覚えてないとは、非常に質が違うと思いますけれども。覚えてないで、事が済まされないでしょう。責任上、きちっとですね精査して、そして問題があればですね、指摘をするというのが仕事じゃないですか。それを覚えてないで済むんだっただけですね、もうそういう仕事をしたらいいですよ、皆さん。そうじゃないですか。そうじゃないですか。きちんと、そう、やったことに対してですね、もうちっと誠意ある答弁をするべきじゃないですか。どうですか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。あくまでも、その記憶としてはですね、ありませんので、それはもう正直に。例えば、記憶にないものを覚えているということは当然言えませんので、それはそうです。

ただ、御指摘の、確かにこれは、いろいろ、種々の問題がある事柄であります。これについて、どういう対応をするかということにつきましてはですね、当然、いろんな形で、そういう任務を、任務といいますか、責任の部分を負ってるかとは思いますが、ただ、御質問のこのことについては、記憶がないというのは、もうほんとの正直な気持ちでございますので、それを覚えているとも言いようありませんので、そういうお答えをさせていただきました。

8 番（松本正人君）

正直、そうだと思います。けれども、それは答えはもっとあるでしょう。ね。覚えてないで済むんだったら、何かと思いますけれども。

そしたら、町長、チームでやられたと言いましたが、そのチームがですね、まあ言うたら機能を全然果たしてないということになりますよね。これについて、どう思われますか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。大変厳しい御指摘でございますけれども、当時の背景から申し上げまして、これは、昨日も申し上げましたけれども、交渉した当事者は私でございますから、最後の責任は私が取らなければならないというふうに申し上げました。

チームというのは、私は、組織で、こういうことは立ち上げていくというふうに申し上げまして、起案者が誰それということじゃなくて、チームというのは、組織が立ち上げるというふうに申し上げたところでございまして、そのあたり、誤解もあろうと思っておりますけれども。当然、松本議員は、お手元には、その稟議書もあると思しますので、私としては、組織としてやりましたけれども、最後の責任は私にあります、ということを申し上げたつもりでございます。

8 番（松本正人君）

チームじゃないづく組織というけど、それは同義語じゃないですか。英語と日本語の違いだけじゃないですか。そうでしょ。そんな、何というか、あんまりことやね。

どっちにしてもですね、町長がやろうとした暴走、真相は、はっきりしませんが、誰が暴走しようとしたのか、ということになると

思いますけれども、今までの答弁聞いてましたら、町長が相当暴走したと、こういうことだと思いますけれども、その暴走をですね、誰もチェックできなかった。こういうことになろうかと思います。しかも、はっきりと、例えば、この土地収用法というものが、気がつかなかったとしても、交換の中身、どういうふうにするつもりだったのかということをしちっと、やっぱり精査せないかんでしょう、しかも、しんしゃくという言葉、行政用語としては、極めて使ってはならない言葉として有名な言葉ということですからよね、だから、それくらいは、見たときにですね、これは大問題やというふうに思っていますね、中身についてもきちっと精査して、町長、これはけど、できませんよ、と。条例にも違反になりますよ、と。こういうて言わないかん話ですよ。それが、全然機能してないでしょう。全く。

これ大問題だと思いますけれども。それを、今、全て自分の責任ですいうて、ここで、チラチラっというて、それで済ますおつもりなんですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。議論は、随分いただいております。私の答えとしては、もう今、現時点に至っては、もうそう申し上げるしかございません。その当時のかつての職員に責任を取れというような話しじゃないというふうに、私は認識をいたしておりますので、最終の責任は、私にあるというふうに考えて答弁をさせていただきます。

8 番（松本正人君）

極めて反省する姿としてはですね、とてもしんしゃくできません。まだまだ、これをですね、私から言わしたら、これからやらないかんことについても、先ほど、こんな無理な契約を交わして、それができざって、しかもそれを理解してもらおうというわけですから。それはちょっとね、危険で、はいやってください、というふうには言い難いと、私、思います。

それと、火薬庫のこの問題にしても、これ移転のどういうふうな、またしんしゃくするかもしれん、ね。ここをどうしてもかなければならない理由らあていうのは、この火薬庫の人にとってはですね、法的理由はないと思いますので、恐らく。ですから、これについては、相当しんしゃくしてほしいという話になりかねんとも思いますので、そういうのもですね、今の姿勢で大丈夫なのかなあ、という

ふうに変えます。

それを取り巻く、いわゆるチーム、組織ですか、これも全然機能してないと、そのまんまやと。答弁でも全く反省の色もない。そんなことですね、これこの事業ずっと任せていいものかと、いうふうに私は思います。

せっかく手を差しのべて、冷却したらどうですか、と言ってるのに、そんなに無理にね、やらないかん問題じゃないと思いますので、この問題については、また次の機会に、さらに詰めていきたいというふうに思います。

あと、20分ということですが、3問構えておりましたが、あと、教育の問題です。これも本当言うたら、うんと時間かけてやりたいところですが、ちょっと中途半端になるかもしれませんが、質問を、2番目に移りたいと思います。

率直に、時間がないので、結論から言うていきます。結論と言いますか、ことしの5月24日付で各PTA会長宛にですね、PTA連合会名で、学校・警察連絡制度説明会という案内が回りまして、平成24年、ことしの6月15日金曜日、夜の7時から、佐川中学校で、この説明会が行われました。

まず、この説明会、どういうものであったのかお聞きしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。6月15日に、町内7小中学校のPTAの役員の皆様に参集していただきまして、学校・警察連絡制度の説明会を行いました。

その説明会の趣旨は、現在、県において、学校・警察連絡制度が導入されております。これは、昨年10月1日からです。また、私どもが説明会する以前にも、県下34市町村のうち28市町村が、もう締結をするという状況に至っておりましたので、その制度の中身を説明するための説明会ということでPTAの皆様に御参集いただきました。そういう制度の説明会をするという趣旨の会でございます。以上でございます。

8番（松本正人君）

そうすると、この学校・警察連絡制度というのはですね、いわゆる協定を結ぶということですね、警察と学校が。この協定は、いつ結ばれましたか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。7月12日に、佐川町教育長名、そして佐川警察署長名で協定の締結をいたしております。

8番（松本正人君）

7月12日ですか、12日ということですので、説明を行われたのは6月15日。約1カ月後ですよ。私が聞いたところによりますとですね、この連携についてはもう既に決めてることで、ここは議論をする場ではないと、こういうようなことをおっしゃられたというふうに聞いてますが、そのとおりですか。

教育長（川井正一君）

議論をする場ではないというような言い方はしませんでした、制度を皆様に周知するための説明会です、とそういう御説明をさせていただきました。

8番（松本正人君）

この、学校と警察の連絡制度ですね、これはですね、昨年、県がこういうことを言い出しまして、そして県議会でもですね、この問題が取り上げられ、また各教職員組合、また高等学校の教職員組合、そして子どもと教育を守る高知県連絡会、人権と民主主義云々、そういったようなところからですね、たくさんのところから、この警察宛とか、または県宛で、それぞれによね、このことについての問題点について、要望がされていると。そして、県議会でも、これが論議されてですね、そして未解決のままというか、のところがございします。そういう事実は御存じでしたか。

教育長（川井正一君）

教職員団体等から、県教委に対して、さまざまな御質問が来ておるということは承知しておりました。そしてまた、県議会でも、御質問があったということも承知はしておりました。

8番（松本正人君）

たくさんありますのでですね、どこを抜粋するべきかということが、私もまだよう精査しておりませんけれども。要するに、これは、どこが問題と、一番されておるといのは、いわゆる保護条例、個人のプライバシーの問題ですね、これに非常に抵触する恐れがあるということで、この問題をきちっと解決しなければですね、非常に問題点があるんだということが指摘されてるわけです。

そしてガイドラインをお配りしたというふうに聞いております

けれども、県が作成したガイドラインについてもですね、非常にまだ不十分であって、それをやるについてはですね、P T A、保護者等ともですね、十分協議をして理解をした上で進めていってほしいと、こういう要求があつちゅうわけです。

こう要求上げられている中でも、何よりも本制度については、本年1月27日の新聞報道まで、教職員はもとより児童・生徒や保護者にもほとんど知らされていませんでした。県教委、学校・警察関係者、P T Aの一部関係者のみで議論され、県民、特に当事者である学校関係者、保護者、児童・生徒の意見を広範に聞くことなく学校・警察連絡制度の協定を軽々に提携すべきではないと考えます。と、こういうような文書も出されているところです。

ですから、こういったことからいってもですね、本来、本当に民主的にやろうとしたらですね、もう決まっていることとかいうことじゃなくて、きちっとこれを精査して、十分に、関係者、町民にもよね、知らせ、この問題点をきちっと明らかにして、そしてどうするか、と。

私は、この連絡制度がええとかいかんとかいう話しゅうがやないがですよ。そういう話じゃなくて、手続きに問題があったんじゃないですかということを聞いてるんですが、その点については、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。新しい学校連絡制度の以前の制度というのが、平成14年度からなされておりました。その制度につきましては、県下統一的な取扱いが行われておりました。したがって、既に県が高等学校において、同制度を導入しておる。そしてまた、私どもが導入する以前には、先ほど申し上げましたように、34市町村のうち28市町村が、県と同一の内容で協定書を締結するという内容でございましたので、私としましては、その両方考慮しまして、県と同一の内容で締結するのが妥当というふうに判断をしたものでございます。

8番（松本正人君）

流れは、県がやったからうちもやると、こういうことだと思いますけれども。その上というか、上級機関といいますかね、県とか国とか、のやることを無批判にですね、取り入れていくことの危険性というのは、例えば、今一番問題になっているのは、高知新聞で取

り上げられている一つの問題として、お隣の仁淀川町の話がございます。新聞に最近載ってますよね。何のことを言ってるのかわからんようなお顔ですけども。

要するに、本庁方式にするのか、分庁でやるのか、ということが今、論議になってると、こういうことです。けれども、私から言わしたら、この合併当時から、合併というのは、そもそもが、合併させて交付税を減らしていくというのが国の最大の目的ですから、だから当然、こういう方式がええとか悪いとかいう前にですね、そうならざるを得ないというようなところがあったわけです。

ですから、合併のときには、この国の言ってることの中身というものをよく精査して、住民がきちっと話し合えなければですね、合併というものは、軽々に進めていってはならないということを、この佐川町で合併問題が起きたときも、ずっと私言っていました。なかなかかわかっていただけませんでしたけれども、今やっと、その尻に火がついた時点で、やっとわかるわけでしょう、要するに。

ですから、もうちょうど 10 年がたとうとしてるわけですから、合併してね、もうすぐ。そうすると、10 年たったら、今までもらってた交付税が 5 年にわたって段階を踏んで減らされていくと。こういうことになってるわけですから。もう減らされることになったと。既にもう特例債も 10 年でしか使えませんので、今になってですね、減らされていく今になってこの論議をしゅうと。私から言わしたら、非常にナンセンスだと思いますけれども。

これちょっとこの教育の問題からはよね、大きくそれましたけれども。そういうふうは無批判に入れてはいけないということの例の 1 つですけども。

それとはまた別に、今、前回、きのうも今橋さんのほうから、いじめの問題等ございました。私は、今の教育界、教育を取り巻く問題というのは、本当に、これまで、町長も、先日はええことを言うたなあと思います。

これまで、こんなような問題が起きたらですね、やれ先生が悪い、やれ家庭が悪い、こういうふうにずーっと言ってきたと思いますけれども。先生が悪いとか、家庭が悪いとか、なんぼ言ったって、何も解決しない。こういうところが、やっと世間的に、やっとそうじゃないかなというふうになってきたんじゃないかというふうに思います。そんな簡単な問題ではないと。いろんな問題が大きく要因し

ていると。

今、暮らしも大変になって非常に貧困家庭も増えて、母子家庭も増えている。そういった中で、教師と保護者のコミュニケーションがなかなかとれない。もう何年前でしたかね、斗賀野小学校の運動会、運動会が終わったら、必ずPTAと教職員とで飲み会をしようとしたわけですけど、それまで。ところが、私も呼ばれて行ったら、教職員を除いて、保護者の方がほとんど来られてなくて、これはどうしたことや、と思いましてですね、非常に盛り上がりの欠ける、後の飲み会ということになって、それ以来、斗賀野小学校もその行事をやってないというふうに思いますけれども。それぐらい、時代も変わったし、それからなかなかそういうコミュニケーションをとる場というものが少なくなっているなという感じた1つの例ですけれども。

そして、先生方は、いつも生徒と、生徒・児童と接しているので、いろんな変化について、とかですね、こういったことについて親御さんとも話をしたいということがいっぱいあるわけですけれども。なかなか呼んでも来てくれないとか、そういう保護者に限ってですね、何か問題があったときに、うちの子に限ってそんなことはないとか、それは教師が悪いとか、あんたのせいやと、こういうふうに言うようなことがあると。

要するに、そういうような問題であるとか、それから、先生方も非常に忙しくなってですね、事務も今、簡略化して、今、佐川中学校に中心事務置いてという形にして、小学校の、やってますよね。それ、3人置いてやってますけれども、けれども、今のところ各学校に事務員は1人ずつおるという形ですけれどもよね、この全体的な流れの方向としては、事務員をなくすると。それから須崎なんかはもう用務員さんはいませんからね。そういう形になってます。どんどんそんなになりゆうと。

テレビでは尾木ママさんらがよね、やっぱり先生で、児童・生徒が相談できなかったら、用務員さんとか、いろんな人に相談したりとか、たくさんの取り巻く人たちで、解決していくと。もともと完璧な人間というのはいないわけですから、不完全な人が不完全な人を指導していく、教育していくということですから、お互いにですね、チームワークで、それこそチームワークで話をしながらですね、よい解決方法を見つけていくというのが本来の教育の理想的な姿

じゃないかというふうに思います。

そういった中で、先生方も、先ほども言いましたように、もう用務員さんがやりよったようなことも自分らがやらないかん。事務員がやりよったようなことも自分らがやらないかん。そして、がんじがらめでよね、いろいろ報告書を書かされる。そういうような形で、ちっとも児童・生徒と接する間がない。

それと、今、教員の評価制度で、5段階で評価される。なんぼ10人そこに先生がおってですね、みんなええ先生でも、誰かに5をつけて誰かに1をつけないかんと、こういうような、今、教育の姿になってますよね、こんなことで、お互いを信頼して、教育を進めていけるのかと、いう私は非常に疑問も持ってるところです。けど、そういうような環境にある、現在。

そして、職員会はですね、そういったいろんな問題があったときに、それを共有する場に、本来はならなければならないですけれども、現実には、先生方に聞きますと、単なる連絡事項を言う場になっていると。忙しいので、とてもそんな、人の問題、というたらおかしいですけれども、皆で、何か問題が起きたときに共有したりしてやっていく暇が、なかなかつくれないと。

だから、先生はですね、評価もされるし、自分のクラスで起きた問題については、1人でかかえると、こういった傾向があるというふうにも言われております。

なんちゃあ佐川中学校がとか、佐川小学校がそうなのとか、そういう話をしてるんじゃないですよ。今言ってるのは一般論の話ですけれども。そういった状況が、どんどん、こう進んでいって、しかも世間では個人責任とか、個人に責任を、こう責任をもっていくというようなね、私、先輩の先生方に聞くと、昔は校長先生が、いろんなことの責任は、私が持つから、もう皆さんはよね、自由にやってください、少々失敗しても私が責任持ちます、というようなことでやられていたそうですけれども。今、何か問題があったら、その人の責任ということで、その責任を負わすために報告書を書かすと。こういうようなしくみになっているというふうに聞いております。

そういったときだからこそ、なおさらですよ、やっぱりできるだけ問題はみんなで共有するというような形というのが必要じゃないかと思うんです。それを手助けしていくのが教育委員会の仕事

だと、いうふうに思います。

一番そういう立場に立たなければならない教育委員会がですね、こういうふうに話し合いというか、精査するというようなことを無視してですね、自分で、とっととっと進んでいくと、そういうことは姿勢として、僕はあってはならないというふうに思うんですが、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。制度によっては、確かに、松本議員さんのおっしゃるとおり、さまざまな意見を戦わし、そして制度をつくりあげていく、また、制度を直していくというのがあろうかと思います。ただ、一方では、当然県下統一的な制度も必要ですし、また、国の制度に基づいてやるもの、さまざまございます。

そういった中で、今回の学校・警察連絡制度につきましては、私は、県下統一的に、佐川の子どもであろうが高知県の子どもであるということで、同じ取扱いをされるのがいいんじゃないかという判断をした結果、P T Aの皆様には、制度の周知をする会ということにしたものでございます。

議長（永田耕朗君）

松本議員の熱弁中ではありますが、持ち時間あと 1 分 43 秒であります。簡潔に願います。

8 番（松本正人君）

そのつもりでございます。時間がもうございませんので、これ以上もう言うつもりはございません。で、教育長の姿勢というものもよくわかりました。以上です。

教育長（川井正一君）

1 つだけ、人事評価で、間違いの御指摘されてましたので、5 段階でつけるというのはそのとおりでございます。ただ、大阪市のほうは、そういう 5 があれば 1 もあるという相対評価ですかね、やるということですが、高知県の場合は、人、一人一人を見てやりますので、その中で 1 を必ずつけないかんという、そういう人事評価制度ではございません。その中における一人一人を見て、その人が 5 であれば 5 でつけますし、3 の人がおれば 3 をつけると。仮に、1 の人がおれば 1 がつくかもしれませんが、そういう制度でございますので、それだけ、ちょっと御訂正を申し上げておきたいと思います。

議長（永田耕朗君）

以上で、8番松本正人君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

本日の会議は、これをもって終わります。

本日は、これをもって散会します。

次の開会を、14日の午前9時とします。

散会 午後0時12分